

令和3年度 児童生徒の不登校の状況について

(1) 不登校の定義

令和3年4月1日から令和4年3月31日までに30日以上欠席した長期欠席児童・生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあることをいう（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）。

(2) 調査結果の概要

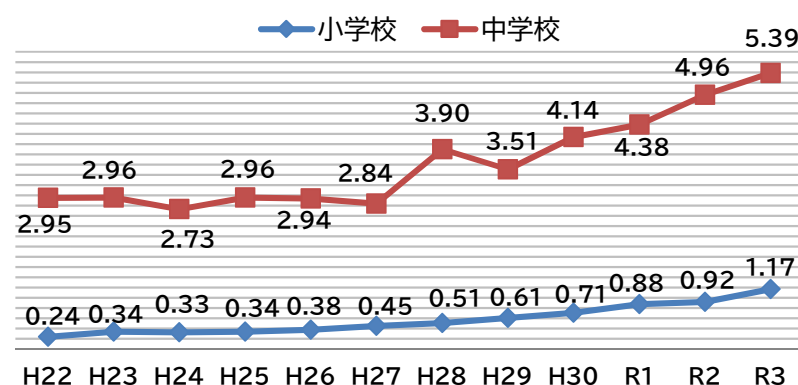
()内は令和2年度の数値

項目	学校数	不登校在籍 学校数	不登校		
			児童・生徒数	出現率(%)	学校復帰率(%)
小学校	46 (46)	46 (43)	296 (231)	1.17 (0.92)	23 (27)
中学校	24 (24)	24 (24)	449 (399)	5.39 (4.96)	18 (12)

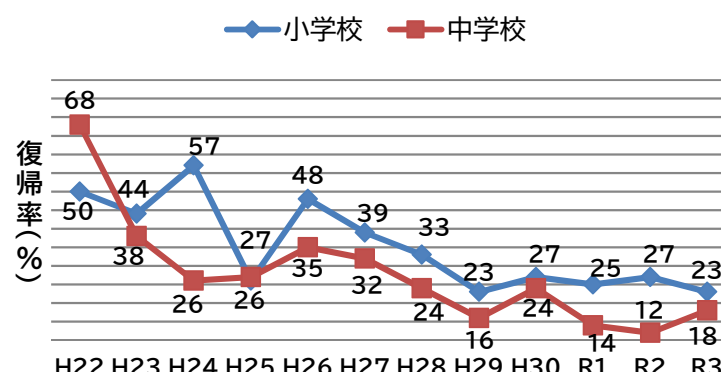
不登校児童・生徒数は、小学校296人〔1.17%〕、中学校449人〔5.39%〕であり、前年度と比較すると、出現率は小学校で0.25ポイント、中学校で0.43ポイントの増加となっている。また、不登校児童・生徒の学校復帰率は、小学校で23%、中学校は18%であった。

※()内は出現率)、学校復帰率とは、「指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒」の割合である。

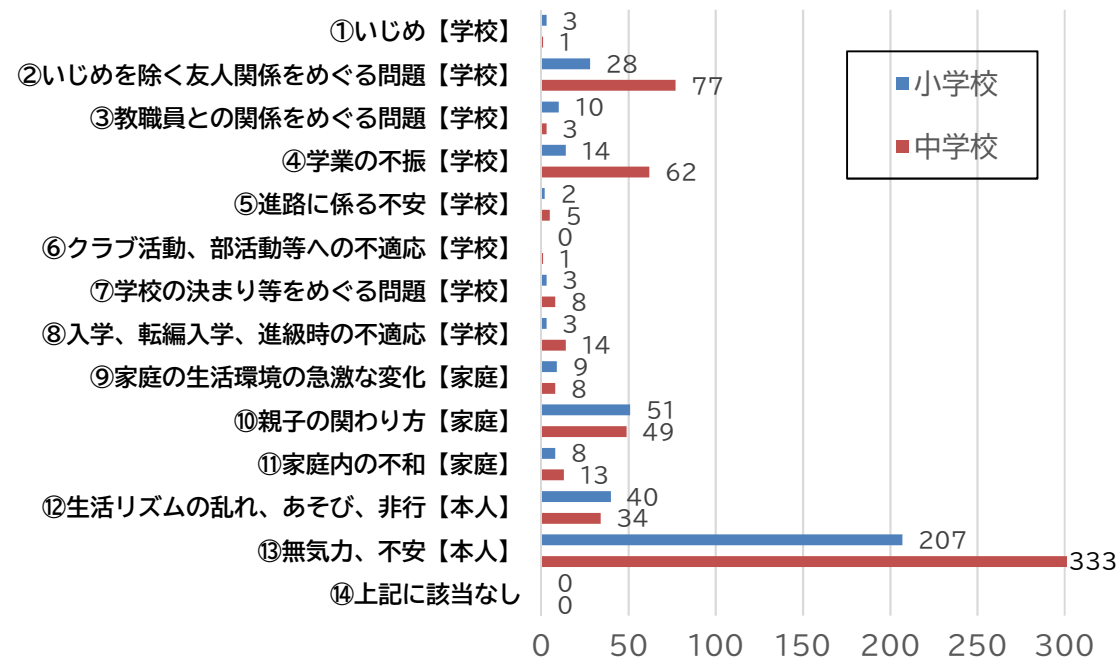
不登校児童・生徒の出現率(%)



学校復帰率(%)



不登校の要因(「主たるもの」及び「主たるもの以外にも当てはまるもの」の計)



不登校の要因は、「主たるもの」及び「主たるもの以外にも当てはまるもの」の計について、小学校・中学校ともに、本人に係る「無気力・不安」が最も多い。次いで多いのは、小学校では、家庭に係る状況の「親子の関わり方」、本人に係る「生活リズムの乱れ、あそび、非行」、中学校では、学校に係る「いじめを除く友人関係をめぐる問題」「学業の不振」である。

※不登校の要因については、「主たるもの」を一人につき必ず1つ選択する。また、「主たるもの以外にも当てはまるもの」がある場合には、一人につき2つまで選択ができる。

(3) これまでの取組

- 平成31年3月に「江東区不登校総合対策(第2次)」を策定。学校における不登校への支援を「未然防止」「早期支援」「学校復帰・自立支援」の三つの段階で示す。
- 児童・生徒の相談等に対応するため、スクールカウンセラーを全校に配置。
- 不登校担当者連絡会(年5回)・不登校未然防止連絡会(年2回)の実施。小・中学校間で連携した対応策等を協議。
- 区独自に不登校調査の実施(分析結果を未然防止、改善に生かす)。
- スクールソーシャルワーカー(SSW)を積極的に活用した関係機関との連携及び長期欠席児童生徒対応の充実。
- 教育センターにおける教育相談(心理相談)において、不登校に対する支援の実施。
- ブリッジスクールにおける学習支援をさらに充実させるため、令和2年度に南砂教室(教育センター教室・東大島教室に次ぐ第3の教室)を開校。
- 令和3年度より、ブリッジスクールに学習支援アプリを導入するとともに、区費スクールカウンセラー(3名)を配置。

【令和3年度ブリッジスクール在籍児童・生徒数】 ()内は令和2年度の数値

教室	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	計
教育センター	2 (0)	1 (2)	6 (6)	7 (6)	12 (9)	17 (24)	22 (22)	67 (69)
東大島	3 (2)	3 (2)	2 (1)	2 (5)	10 (6)	11 (14)	12 (14)	43 (44)
南砂					12 (5)	6 (11)	11 (9)	29 (25)
合計	5 (2)	4 (4)	8 (7)	9 (11)	34 (20)	34 (49)	45 (45)	139 (138)

*中3生(45名)進路先
都立高校(26)、私立高校(15)、国立高校(1)、県立高校(1)サポート校(2)

(4) 今後の対応

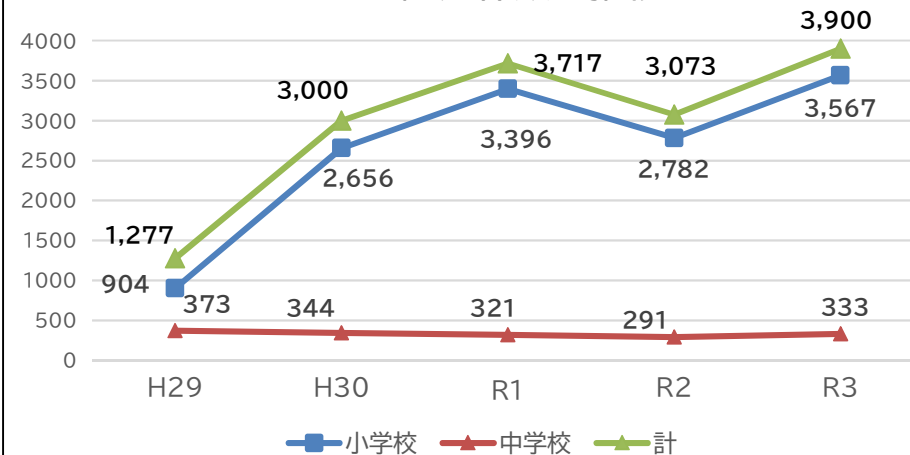
- 「江東区不登校総合対策」を改訂し、不登校児童・生徒一人一人の状況に合わせた支援の一層の充実を図る。
- 不登校児童・生徒のニーズに応じて選択できるよう、ブリッジスクール3教室の特色を明確化するとともに、通室児童・生徒の自己肯定感、自己有用感を高められるような体験的な学びを充実させる。
- ニーズに応じて、効果的にオンラインを活用することにより、学校での支援・ブリッジスクールでの支援を充実させる。
- 今後ますます多様化していく不登校児童・生徒の状況に対応するため、多様な支援の在り方について検討していく。

(1) いじめの定義 児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外は問わない。

(2) 調査結果の概要

校種	項目	H29	H30	R1	R2	R3
小学校	認知件数	904	2,656	3,396	2,782	3,567
	解消しているものの割合	89.8%	85.6%	76.2%	76.6%	75.7%
中学校	認知件数	373	344	321	291	333
	解消しているものの割合	95.7%	90.9%	76.3%	72.9%	74.2%
計	認知件数	1,277	3,000	3,717	3,073	3,900
	解消しているものの割合	91.5%	86.2%	76.2%	76.2%	75.6%

いじめ認知件数の推移

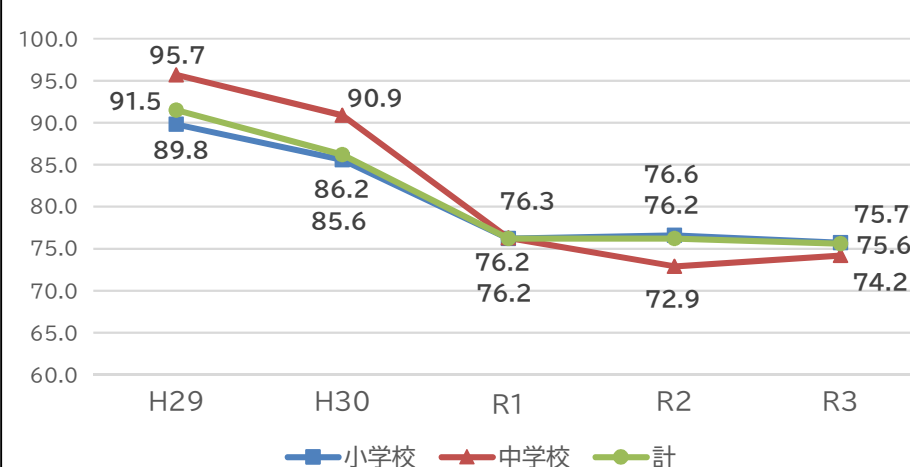


いじめの認知件数は、小学校 3,567 件、中学校 333 件、計 3,900 件であり、前年度より小学校で 785 件の増加、中学校で 42 件の増加である。

令和2年度は小学校・中学校ともに減少したが、令和3年度は様々な教育活動が再開したことにより、いじめ認知件数も増加の傾向にある。

※いじめの認知件数は、令和3年度間において、いじめの定義に該当するいじめを受けた児童・生徒ごとに1件として数える。

解消しているもの(日常的に観察継続中)の割合



解消しているものの割合は、小学校 75.7%、中学校 74.2%、計 75.6%であり、前年度より小学校で 0.9%の減少、中学校で 1.3%の増加である。

※解消しているものの割合については、令和4年3月31日現在の割合である。「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている状態である。

- ① いじめに係る行為の解消:被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安とする）継続していること。
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと: いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

(3) これまでの取組

- ① 「江東区いじめ防止基本方針」「健全育成総合対策～いじめの防止に向けて～」の策定（平成30年3月に改定）。リーフレット「いじめ対応マニュアル」を全校に配布。
- ② 「江東区いじめ問題対策連絡協議会」を年2回開催。区又は学校におけるいじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策の推進に関する事項について協議。
- ③ 全校で「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、「学校いじめ対策委員会」を中心とする組織的ないじめ防止対策を行う。また、ふれあい月間における「教員シート」の活用し、「PDCAサイクルによる評価・改善」を実施。
- ④ 全校で「学校いじめ防止に関する年間計画」を作成。いじめに関する教員研修を年間3回以上実施するとともに、いじめに関する授業を年間3回以上実施。
- ⑤ スクールカウンセラーによる、小学校5年生、中学校1年生を対象とした全員面接の実施。
- ⑥ 全児童・生徒対象の年間3回以上のいじめアンケートを実施。
- ⑦ DVD教材等を活用した「SOSの出し方教育」の実施。
- ⑧ 全校において、「児童・生徒主体のいじめ防止への取組」を実施。

(4) 今後の対応

- ① 全ての教職員が「学校いじめ防止基本方針」を正しく理解し、「いじめ防止において必ず取り組む18の項目」の取組を徹底することにより、実効的ないじめ防止対策を推進する。
- ② こどもたちの多様性や互いのよさを認め合う態度の育成を目指し、日常の授業から、児童・生徒同士が話し合い、合意形成や意思決定を行う場面を設定することを推進。
- ③ 一人1台の学習者用端末や統合型学習支援サービス等を利用して、他者を傷付けたり、いじめとなるような発言を行ったりすることのないよう、人権を尊重した教育活動に努めるため、「SNS東京ノート」等を活用し、学習者用端末等のより適切な利用について、主体的に考えさせる指導を推進する。
- ④ 中学生による出前授業の実施など、小学校と中学校が連携して児童・生徒主体となったいじめ未然防止の取組を推進する。
- ⑤ 「重大事態」に至ることなく、いじめ問題の早期解決を図るために、各学校において、「学校いじめ対策委員会」を中心とする組織的な対応の一層の促進を図るとともに、SCやSSW等と連携した対応の推進をする。

※小学校は義務教育学校前期課程、中学校は義務教育学校後期課程を含む。